



女性悩みごと相談



をご利用ください

予約優先制

例えば、こんなことで悩んでいませんか？

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 夫とうまくいかない… | <input type="checkbox"/> 子育てが、シンドイ |
| <input type="checkbox"/> これって…DV？(夫や恋人など) | <input type="checkbox"/> 介護で…つづれそう |
| <input type="checkbox"/> 離婚を考えると…不安 | <input type="checkbox"/> 職場の人間関係が疲れる… |
| <input type="checkbox"/> 家族との関係が、きゅうくつ | <input type="checkbox"/> セクシャルマイノリティへの誤解…など |

豊川市では、女性が抱えるさまざまな悩みごとを、相談者とともに考えるため、「女性悩みごと相談」を開設しています。秘密は厳守されます。ひとりで悩みを抱えずに、お気軽にご利用下さい。

令和6年度 相談日程

4月	5. 9. 19	10月	4. 8. 18
5月	14. 17	11月	1. 12. 15
6月	7. 11. 21. 23	12月	6. 10. 20
7月	5. 9. 21	1月	14. 17. 26
8月	2. 13. 16	2月	7. 16 . 21
9月	6. 10. 20	3月	7. 11. 21

毎月第1・3金曜日、第2火曜日

☆年4回日曜日実施

※7月19日(金)、国民の祝日、
12月29日から1月3日は除く

相談時間：おひとり1回・50分

①13時～ ②14時～ ③15時～ ④16時～

相談場所

プリオ5階 市民相談室
〒442-0068 豊川市諏訪3丁目300番地

相談方法

面接相談、または電話相談

相談員

女性相談員

費用

相談は無料

予約優先制です。

面接相談または電話相談を希望される方は、事前にお電話でご予約ください。

※ご予約されていない方については、空いている時間帯に相談をお受けできる場合もありますが、予約の方を優先させていただきます。

相談日の前日まで

豊川市役所 市民相談室 **0533-89-2104**

受付時間 9:00～16:00 (土曜・日曜・国民の祝日・12月29日から1月3日は除く)

相談日当日のお問合せ

プリオ5階・市民相談室

0533-82-1305

受付時間 13:00～17:00 (第1・3金曜、第2火曜、日曜実施日)

裏面 Q&A もご覧ください →→

Q. 秘密は守られますか？

A. 秘密は厳守しますので、ご安心ください。

Q. 相談は何度でも利用できますか？

A. 一人1日1枠ですが、別の実施日であれば繰り返しご利用いただけます。

Q. 子どもを連れていくことはできますか？

A. ご相談中、受付担当がお子さんの見守りを行うことは可能です。
ベビーカーでもご入室いただくことができます。

Q. 相談の予約をキャンセルしたい場合はどうすればよいですか？

事前に豊川市役所市民相談室（0533-89-2104）へご連絡ください。

A. 相談日当日の13:00以降であれば、プリオ5階・市民相談室（0533-89-1305）へご連絡ください。

※受付時間 豊川市役所市民相談室は 9:00~16:00
プリオ5階・市民相談室は 13:00~17:00

Q. 男性は相談できませんか？

A. 「女性悩みごと相談」はご利用いただけません。下記相談先をご利用ください。

	相談先	内容	相談方法	受付時間
豊川市	市民よろず相談	相談員が日常生活に関する相談等をお受けします。必要な方には専門的なアドバイスが受けられる相談先をご紹介します。	面談・電話 豊川市役所4階市民相談室 0533-89-2104	9:00~16:00 (土曜・日曜・国民の祝日・12月29日から1月3日は除く)
	人権よろず相談	人権擁護委員が、人権相談をはじめとする悩みごと相談をお受けします。	面談・電話 ①豊川市役所4階市民相談室 0533-89-2104 ②小坂井文化センター 0533-78-3586	①毎週火曜日 13:30~15:30 ②毎月第4木曜日 10:00~12:00 (国民の祝日・12月29日から1月3日は除く)
愛知県	愛知県男性DV被害者ホットライン	配偶者・パートナーから暴言・暴力を受けている男性の相談窓口です。男性の臨床心理士が相談をお受けします。	電話 080-1555-3055	毎週土曜日 13:00~16:00 (第5土曜日・祝日・12月29日から1月3日は除く)
法務省	みんなの人権110番	差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。おかけになった場所の最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。	電話 0570-003-110	8:30~17:15 (土曜・日曜・国民の祝日・12月29日から1月3日は除く)